省　令

○農林水産省国土交通省令第三号

海岸法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十一号）及び海岸法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第三百八十三号）の施行に伴い、並びに海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第十四条第三項、第十四条の二第一項、第十四条の三第一項及び第十四条の五第二項の規定に基づき、海岸法施行規則及び海岸保全施設の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月十日

農林水産大臣　西川　公也
国土交通大臣　太田　昭宏

海岸法施行規則及び海岸保全施設の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令

（海岸法施行規則の一部改正）

第一条　海岸法施行規則（昭和三十一年運輸省令・農林省・建設省第一号）の一部を次のように改正する。

第五条の四の次に次の四条を加える。

（操作施設）

第五条の五　法第十四条の二第一項の主務省令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一　水門
二　樋門
三　陸閘
四　閘門
五　前各号に掲げるもののほか、津波、高潮等による海水の侵入を防止するために操作を伴う施設

（操作規則）

第五条の六　法第十四条の二第一項の操作規則には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一　操作施設の操作の基準に関する事項
二　操作施設の操作の方法に関する事項
三　操作施設の操作の訓練に関する事項
四　操作施設の操作に従事する者の安全の確保に関する事項
五　操作施設及び操作施設を操作するため必要な機械、器具等の点検その他の維持に関する事項
六　操作施設の操作の際にとるべき措置に関する事項
七　その他操作施設の操作に関し必要な事項

（操作規程）

第五条の七　前条の規定は、法第十四条の三第一項の操作規程について準用する。

（維持又は修繕に関する技術的基準等）

第五条の八　法第十四条の五第二項の主務省令で定める海岸管理者が管理する海岸保全施設の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、次のとおりとする。

一　海岸保全施設の構造又は維持若しくは修繕の状況、海岸保全施設の周辺の状況、海岸保全施設の存する地域の気象の状況その他の状況（以下この条において「海岸保全施設の構造等」という。）を勘案して、海岸保全施設の維持及び修繕を計画的に実施すること。
二　海岸保全施設の構造等を勘案して、適切な時期に、海岸保全施設の巡視を行い、及び障害物の処分その他の海岸保全施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
三　海岸保全施設の構造等を勘案して、海岸保全施設の定期及び臨時の点検を行うこと。
四　前号の点検その他の方法により海岸保全施設の損傷、腐食その他の劣化その他の変状があることを把握したときは、当該海岸保全施設の適切な維持又は修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。
五　海岸保全施設の点検又は修繕を行ったときは、当該点検又は修繕に関する記録の作成及び保存を適切に行うこと。

別記様式第五及び別記様式第六中「海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者」を「他の管理者」に改め、「に当該」の下に「他の管理者の管理する」を加える。

別記様式第七中「第二十一条第三項」の下に「、第二十一条の三第三項」を、「第二十一条第四項」の下に「、第二十一条の三第四項」を加える。

（海岸保全施設の技術上の基準を定める省令の一部改正）

第二条　海岸保全施設の技術上の基準を定める省令（平成十六年国土交通省・農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第六項中「設備」を「施設」に改め、同条に次の二項を加える。

7　前項の施設のうち操作施設には、必要に応じ、管理橋その他の適当な管理施設を設けるものとする。

8　堤防等に操作施設を設ける場合において、当該操作施設の操作に従事する者の安全又は当該操作施設の利用者の利便を確保するため必要があるときは、自動的に、又は遠隔操作により当該操作施設の開閉を行うことができるものとするものとする。

第五条第三項中「第六項」を「第八項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、海岸法の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成二十六年十二月十日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に存する操作施設又は現に工事中の操作施設が第二条の規定による改正後の海岸保全施設の技術上の基準を定める省令第三条第七項及び第八項（これらの規定を同令第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に適合しない場合においては、当該操作施設については、当該規定は、適用しない。

規　則

○会計検査院規則第十号

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年十二月十日

会計検査院長　河戸　光彦

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

第六条中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　前三号に掲げるもののほか、他の所掌に属しない情報の管理に関すること

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○金融庁・法務省・財務省告示第七号

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十四条第一項第十三号の規定に基づき、平成十五年法務省・金融庁・財務省告示第三号（社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月十日

金融庁長官　細溝　清史
法務大臣　上川　陽子
財務大臣　麻生　太郎

「フィデューラム　バンク（ルクセンブルグ）エス．エイ．」を「フィデューラム　バンク（ルクセンブルグ）エス．エイ．」に、「ピクテ　アンド　シー（ヨーロッパ）エス・エイ」を「ピクテ　アンド　シー（ヨーロッパ）エス・エイ　ルクセンブルグ大公国　ルクセンブルグ市　ルー　ゲー　テ　九―十　ルクセンブルグ大公国　ルクセンブルグ市　ブー　ル　一」に、